

医療 DX 推進体制整備加算について

- ① 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診察を実施しています。
- ② マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ③ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX に係る取組みを実施しています。

2024. 6. 1

入澤泌尿器科内科クリニック

「医療情報取得加算」について

当院では、初診料・再診料に「医療情報取得加算」を加算しています。

この加算は「オンライン資格確認を導入している医療機関の外来において、初診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するもの」として位置づけられており、当院では以下の体制を有しています。

- ① オンライン資格確認を行う。
- ② 当院を受診した患者様に対し受診歴、薬剤情報、特定健診情報
その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。

なお、マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局は以下で検索できます。

厚労省ホームページ

https://www.mhl.go.jp/stf/index_16743.html

一般名処方加算について

昨今、医療用医薬品の供給状況が不安定なことから、当院では処方箋の交付にあたり、一般的名称（※）にて薬剤を記載しています。

また、2024.10月より長期収載品について、医療上の必要性が認められない場合で、患者様が長期収載品を希望する場合は選定療養となります。

一般的名称にて処方することで、調剤薬局において同一成分・剤形・含量の薬剤を選択することができ、不安定な供給状況の緩和の一助となり得ます。

一般名処方にご理解頂き、ご不明な点は医師又は職員までご相談下さい。

※一般的名称＝「成分名＋剤形＋含量」で表記したもの。いわゆる「商品名」（例：○○○○）とは異なります。

2024.6.1

入澤泌尿器科内科クリニック 院長

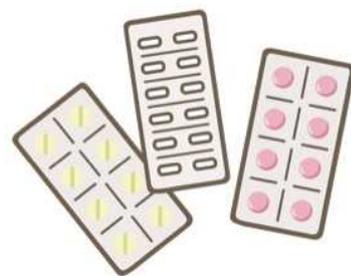
長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

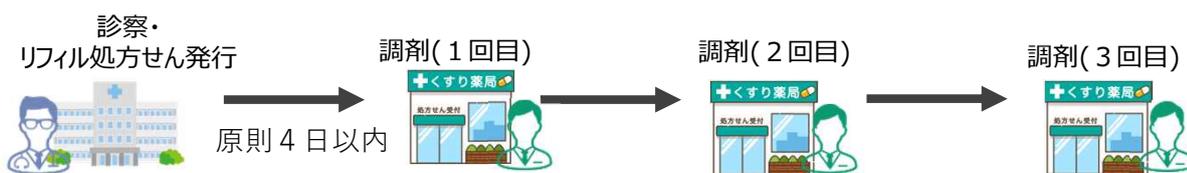
のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。



リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方せんができません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。